

「核兵器禁止条約」の署名・批准を求める意見書

核兵器の禁止を明文化した「核兵器禁止条約」が2017年7月7日、国連本部において122か国の賛成で採択されました。1945年の日本への原爆投下後、核兵器が違法だとされる条約が国連で採択されるのは初めてのことであり、「核兵器のない世界」への歴史的一步を踏み出しました。

核兵器禁止条約は、その前文に「核兵器使用による被害者（ヒバクシャ）ならびに核実験によってその影響を受けた人々に引き起こされる受け入れがたい苦痛と被害に留意」することが盛り込まれるなど、核兵器の非人道性を厳しく指摘し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らし、その違法性明確に述べています。また、締約国に核兵器の開発、実験、製造、備蓄、使用だけでなく、核兵器による威嚇も禁じている画期的なもので、核保有国が条約に参加する道をつくりました。

東近江市は、2006年12月22日平和都市宣言で人類普遍の願いである世界の恒久平和を心から祈り、わが国の基本方針である非核三原則の堅持と、あらゆる核兵器のすみやかな廃絶を強く訴え、東近江市を平和都市とすることを宣言しています。

よって、核不拡散条約により、核兵器の拡散防止を徹底し、核兵器保有国の核弾頭削減を着実に進めることが重要です。そのために、日本政府は、唯一の被爆国として核兵器根絶に向け、核兵器保有国と非保有国の実効性ある合意形成やその橋渡し役としての責任を果たすべく、国におかれては一日も早く署名・批准を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

東近江市議会議長 市 木 徹

提出先

衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 伊達忠一 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様